

特記仕様書

委託業務の名称：村道サトモ線1号橋修繕設計業務（R3）

履行場所：伊是名村字内花地内

履行期間：契約締結後～令和4年2月25日

業務内容：橋梁定期点検に基づく修繕調査設計業務

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、伊是名村が発注する「村道サトモ線1号橋修繕設計業務（R3）」に適用する。

第2条 業務目的

本業務の目的は、最新の点検結果に基づき、橋梁改修等に必要な実施設計を行うものである。

第3条 対象橋梁

伊是名村が管理する橋梁：1橋（別添資料参照）

第4条 適用基準等

本業務の実施に対しては、本特記仕様書によるほか、下記の基準等に基づき実施するものとする。

1. 沖縄県土木建築部による設計業務等共通仕様書
2. その他関係法令・規則・通達、基準書等

第5条 疑義

本特記仕様書および関係法令、諸規則等に定めていない事項、あるいは疑義が生じた場合は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）はその都度協議し、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

第6条 提出書類

乙は、本業務着手に先立ち、速やかに、甲に次に書類を提出し承認を受けるものとする。

- ・着手届
- ・技術者経歴書（管理技術者、担当技術者、照査技術者）
- ・業務計画書等
- ・業務工程表

第7条 打合せ

1. 乙は、業務実施前および業務期間中は、甲との打合せを適宜実施し、業務品質において重要な点については綿密な連絡を保つこと。
2. 乙は、業務打合せ記録簿を2部作成し、甲・乙が各1部ずつ保管するものとする。

第8条 関係機関との手続き

乙は、本業務遂行のために関係機関との協議を要する場合については、必要な資料を作成するとともに、甲より要請があった場合には同席するものとする。

第9条 貸与資料

1. 本業務において、甲より乙に貸与するものは次のとおりとする。
 - ・ 橋梁長寿命化修繕計画策定に関する報告書 : 1式
 - ・ 過年度の橋梁点検に関する報告書 : 1式
 - ・ 過年度の補修履歴に関する資料 : 1式
 - ・ その他必要となる資料 : 1式
2. 資料の貸与にあたり、乙は、甲に名称および期間等を記載した借用書を提出することとする。

第10条 業務内容

本業務の主な補修設計内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

(1) 橋梁調査業務

1. 計画準備・現地踏査
2. 現地詳細調査
3. 圧縮強度試験（反発度試験）
4. コア採取・断面修復
5. 圧縮強度試験
6. 塩分含有量試験
7. 中性化試験
8. 鉄筋の腐食状況調査

(2) 橋梁補修・補強設計

1. 損傷図作成・点検調書作成
2. 健全性の評価
3. 復元設計（現行示方書による照査）
4. 補修工法の比較検討
5. 補修・補強実施設計
6. 耐震性の検討
7. 照査

8. 概算工事費算定

9. 報告書

第 10 条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は 4 回（中間 2 回）を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

第 11 条 貸与資料の瑕疵

貸与資料の不備により計画策定に支障をきたす場合は、甲乙協議のうえ計画策定に必要な再調査を実施し、その成果を納入するものとする。なお、再調査により発生しうる費用は、甲の負担とする。

第 12 条 成果品

成果品は、次に示すものを提出するものとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 報告書（A4 版）（正副各 1 部） | : 2 部 |
| (2) 電子データ | : 1 部 |
| (3) その他、発注者が必要とするもの | : 一式 |

第 13 条 その他

本業務に関する事項については機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり、利用したりしてはならない。